

厚岸町条例第29号

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月14日

厚岸町長 若狭 靖

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町税条例等の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第29条の3第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)」を加え、同条例第47条の2第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加え、同条例第76条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第131条の3第2項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第1条第1号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。